

令和 3 年 度

財政援助団体等監査結果報告書

荒川区監査委員

3 荒監第 162 号
令和 4 年 3 月 28 日

荒川区長 殿
荒川区議会議員 殿

荒川区監査委員	齋藤 暢 生
同	望月 壽 夫
同	茂木 弘

令和 3 年度財政援助団体等監査結果に関する報告について

地方自治法第 199 条第 7 項の規定により、財政援助団体等（補助金等交付団体、出資団体、公の施設の指定管理者）の監査を行ったので、同法同条第 9 項の規定により、監査の結果に関する報告書を次のとおり提出します。

1 監査の種類及び目的

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査であり、「荒川区監査委員監査基準に準拠し、財政援助等に係る出納その他の事務の執行がその目的に沿って行われているか。」について監査を実施した。

2 実施期間

令和3年12月8日から令和4年1月31日まで

3 監査対象団体等

監 査 対 象		関係部	財政的援助 等内容
団	体 等		
1	日本ビューホテル事業株式会社 (ホテルグリーンパール那須)	区民生活部	補助金、負担金
2	荒川区自治総合研究所	総務企画部	出資金、補助金
3	荒川区職員互助会	管理部	交付金
4	社会福祉法人 樹 (聖華ひなた保育園)	子ども家庭部	補助金、負担金
5	社会福祉法人 エンゼル福祉会 (〔仮称〕グループホーム町屋及び 〔仮称〕小規模多機能ホーム町屋)	福祉部	補助金
6	TM 共同事業体 (荒川総合スポーツセンター)	地域文化スポーツ部	指定管理者
7	日本デイケアセンター (西尾久ふれあい館)	区民生活部	指定管理者
8	荒川区芸術文化振興財団 (町屋文化センター)	地域文化スポーツ部	指定管理者
9	社会福祉法人 東京都福祉事業協会 (汐入とちのき保育園)	子ども家庭部	指定管理者
10	特定非営利活動法人 かがやき (日中活動サービス 小台橋あさがお)	福祉部	補助金

4 監査の実施内容

監査対象団体等及び区関係部署から提出された監査資料、並びに監査対象に該当する事業等について関係書類を調査し、必要に応じて関係者から説明を聴取し、監査を実施した。

なお、「9 社会福祉法人 東京都福祉事業協会」と「10 特定非営利活動法人 かがやき」については、監査対象施設で新型コロナウイルスの感染者が確認されたため監査を中止した。

5 監査の着眼点、対象とする範囲、監査日及び監査の結果

監査の着眼点、対象とする範囲、監査日及び監査の結果は、対象団体別に示すとおりである。

監査報告書に記載するに至らない事項については、その都度注意した。今後の執行に当たっては十分に検討し、注意して取り組まれない。

財政援助団体等を所管する各部署においては、事務事業執行のより一層の適正化と効率化に向けて、各団体へ適切な指導及び助言について努められたい。

対 象 団 体 別 目 次

		頁
1	日本ビューホテル事業株式会社 (ホテルグリーンパール那須)	1
2	荒川区自治総合研究所	3
3	荒川区職員互助会	5
4	社会福祉法人 樹 (聖華ひなた保育園)	7
5	社会福祉法人 エンゼル福祉会 (〔仮称〕グループホーム町屋及び 〔仮称〕小規模多機能ホーム町屋)	9
6	TM共同事業体 (荒川総合スポーツセンター)	11
7	日本デイケアセンター (荒川西尾久ふれあい館)	13
8	荒川区芸術文化振興財団 (町屋文化センター)	15

※ 「9 社会福祉法人東京都福祉事業協会」と「10 特定非営利活動法人かがやき」については、監査対象施設で新型コロナウイルスの感染者が確認されたため監査を中止した。

1 日本ビューホテル事業株式会社 (ホテルグリーンパール那須)

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

ホテルグリーンパール那須（以下「グリーンパール」という。）の運営事業者である日本ビューホテル事業株式会社（以下「ビューホテル」という。）は、事務所を台東区西浅草三丁目 17 番 1 号に置き、ホテル・旅館の経営、ホテル・保養所の運営受託、ホテル等の建造物の保守・清掃及びその管理の請負、総合警備保障業務などを行っている。

2 補助事業の概要

(1) 補助の目的

区は区民の健康増進と福祉の向上に寄与することを目的とし、使用貸借契約に基づき、民間事業者に土地、建物及びその他の工作物等は無償で貸与するとともに、宿泊施設の運営に関する契約に基づく、区民利用者の利用料の一部補助を行っている。

(2) 補助事業の内容

宿泊施設の運営に関する契約書に基づき、施設を旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 2 条第 3 項に定める旅館営業として運営し、客室のうち 15 室を優先的に区民利用として供するものとしており、区民利用者が施設を利用した場合に、その実績に応じて補助金を交付している。また、区民利用に係る事務手続き等業務に要する経費の一部を負担している。

(3) 施設の職員体制

グリーンパールの職員体制は、支配人 1 人、常勤職員 5 人、非常勤職員 29 人である。

3 区との財政援助等の関係

区は、施設及び備品類を無償貸与するとともに、区民が施設を利用したときの利用料の一部を補助しているほか、区民利用の事務手続きに要する経費の一部及び小規模修繕等の費用を負担している。

第2 監査の着眼点、対象とする範囲及び監査日

1 監査の着眼点

(1) ビューホテル

ア 施設及び備品類の管理は適切に行われているか

イ 補助金及び負担金に係る会計処理は適正に行われているか

(2) 区民生活部

ア ビューホテルに対する指導監督は適切か

イ 補助金及び負担金交付の手続き及び時期は適切か

2 監査の範囲

令和2年度の補助対象事業及び負担金について実施した。

3 監査日

(1) ビューホテル 令和3年12月8～9日 (委員監査・事務監査)

(2) 区民生活部 令和3年12月8～9日 (委員監査・事務監査)

第3 監査の結果

ビューホテルにおける令和2年度の事業実績は次表のとおりである。

(単位：円)

区 分	交 付 額	確 定 額	返 還 額
荒川区民利用の補助	10,324,600	10,324,600	0
運 営 費 負 担 金	6,000,000	6,000,000	0
小規模修繕等の費用	4,569,860	4,569,860	0

※ 宿泊施設の運営に関する契約により、施設の運営により一定の利益（提案書により年間1,200万円を超える利益）が出たときときは、区に対して一部還元の提案をするとあるが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症による休館や宿泊客の減少のため当期損益4,664,838円の赤字となったため還元はなかった。

監査の着眼点に基づき、監査を行った結果、事業の執行は適正なもの認められ、是正又は改善を要する事項はなかった。

2 公益財団法人 荒川区自治総合研究所

第1 監査対象団体の概要

1 団体の概要

公益財団法人荒川区自治総合研究所（以下「研究所」という。）は、事務所を荒川区荒川二丁目11番1号（荒川区役所北庁舎内）に置き、平成21年10月1日に一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に基づき一般財団法人として設立され、平成23年8月1日に公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づく公益財団法人の認定を受けた法人である。

（1）設立目的

研究所は、荒川区が基礎自治体として政策形成力の向上及び質の高い区民サービスの提供を図るために、区が抱える課題等について多角的かつ中長期的な視点に立って調査研究を行い、区に対し政策提言等を行うことにより、地域社会の健全な発展に寄与することを目的としている。

（2）主な事業

- ア 荒川区の課題等に関する調査研究及び助言・提言並びに政策立案支援
- イ 荒川区職員の人材育成に関する事業
- ウ 荒川区内外への調査研究結果・情報等の発信、交流に関する事業
- エ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

（3）組織

研究所は、理事4人、監事2人、評議員3人、職員7人（常勤5人[区派遣]、非常勤2人[財団固有]）をもって構成されている。

2 補助事業の概要

（1）補助の目的

研究所の安定的かつ適切な運営を図り、もって区の政策形成力の向上及び質の高い区民サービスの提供に寄与する。

（2）補助事業の内容

研究所を管理運営するに当たって必要な事務、区の課題等に関する調査研究及び助言・提言並びに政策立案支援、区職員の人材育成に関する事業、区内外への調査研究結果・情報の発信、交流に関する事業、研究所の目的を達成するために必要な事業のうち、区長が認めたもの。

3 区との財政援助等の関係

区は、研究所の基本財産として300万円を出捐しているほか、運営に関する補助金を交付している。

第2 監査の着眼点、対象とする範囲及び監査日

1 監査の着眼点

(1) 研究所

ア 事業運営は出捐目的及び補助目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか

イ 出捐金及び補助金に係る会計処理は適正に行われているか

(2) 総務企画部

ア 研究所に対する指導監督は適切か

イ 補助金交付の手続き及び時期は適切か

2 監査の対象とする範囲

令和2年度の出捐金及び補助対象事業について実施した。

3 監査日

(1) 研究所 令和4年1月11日（事務監査）

(2) 総務企画部 令和4年1月11日（事務監査）

第3 監査の結果

令和2年度の出捐金及び補助金実績は、次表のとおりである。

(1) 出捐金

区が研究所に出捐した300万円は、研究所の基本財産として運用していた。

(2) 補助金実績

(単位：円)

区 分	交 付 額	確 定 額	返 還 額
職 員 人 件 費	20,819,000	15,432,904	5,386,096
運 営 費	1,200,000	844,658	355,342
調 査 研 究 等 事 業 費	8,472,000	2,145,745	6,326,255
合 計	30,491,000	18,423,307	12,067,693

監査の着眼点に基づき、監査を行った結果、事業の執行は適正なものと認められ、是正又は改善を要する事項はなかった。

3 荒川区職員互助会

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

荒川区職員互助会（昭和27年4月1日設立。以下「互助会」という。）は、事務所を荒川区荒川二丁目2番3号（荒川区役所内）に置き、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第42条の規定に基づき設立された組織で、区職員相互の共済及び福利厚生を図ることを目的としている。

2 交付事業の概要

(1) 交付の目的

区は、事業者責任の一つとして、業務執行に必要な経費の一部を交付することにより、職員の生活の充実及び福利厚生を増進を図ることを目的としている。

(2) 交付事業の内容

互助会は、区から交付金を受けて次の事業を行っている。

- ア 共済給付に関すること。
- イ 会員の保養及び福利施設に関すること。
- ウ 貸付事業に関すること。
- エ 文化・体育事業に関すること。
- オ その他本会の目的達成に必要なこと。

(3) 組織

互助会は、事務局を区管理部職員課に置き、役員は名誉会長1人、会長1人、副会長2人、常任理事1人、理事20人、会計1人、会計監事2人、事務局職員6人（区職員兼職）をもって構成されている。

また、令和3年3月31日現在の会員数は2,700人である。

3 区との財政援助等の関係

区は、互助会に対し、交付金を交付している。

第2 監査の着眼点、対象とする範囲及び監査日

1 監査の着眼点

(1) 互助会

- ア 交付事業は目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか
- イ 交付金に係る会計処理は適正に行われているか

(2) 管理部

- ア 互助会に対する指導監督は適切か

イ 交付金交付の手續及び時期は適切か

2 監査の範囲

令和2年度の交付対象事業について実施した。

3 監査日

- (1) 互助会 令和4年1月13日(事務監査)
- (2) 管理部 令和4年1月13日(事務監査)

第3 監査の結果

令和2年度の区交付金事業実績は、次表のとおりである。

(単位：円)

区 分	交 付 額	確 定 額	返 還 額
厚生事業費等	37,650,000	37,650,000	0

監査の着眼点に基づき、監査を行った結果、事業の執行はおおむね適正なものと認められ、是正又は改善を要する事項はなかった。

なお、互助会及び管理部については、文書指摘及び文書指示に該当しなかった事項ではあるが、会計処理に一部適切でない部分が見受けられたため、監査の過程で注意した。

4 社会福祉法人 樹 (聖華ひなた保育園)

第1 監査対象団体の概要

1 団体の概要

社会福祉法人 樹（平成22年4月12日設立。以下「樹」という。）は、事務所を千葉県流山市南流山一丁目17番4号に置き、保育所の経営、地域子育て支援拠点事業の経営、一時預かり事業の経営をしている。

2 補助事業の概要

(1) 補助の目的

区は、児童福祉の向上を図ることを目的として、区内に保育所を設置している、又は設置を予定している法人に対し、新たに保育所として整備する事業に要する費用の一部を、荒川区保育所等整備交付金補助金交付要綱に基づき補助している。

(2) 補助事業の内容

樹は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項に基づく児童福祉施設で、待機児童の解消を図り、安心と感動を与えられる施設運営を目指すことを目的として、荒川区東日暮里六丁目28番13号に聖華ひなた保育園を設置し、令和3年4月1日に開園した。

聖華ひなた保育園の施設概要は表①、認可定員は表②のとおりである。

表① 施設概要

所在地	荒川区東日暮里六丁目28番13号
施設概要	木造在来工法3階建て (テクノストラクチャー工法) 延床面積 718.35㎡ 内訳 ①乳児室・ほふく室 34.78㎡ ②保育室・遊戯室 340.61㎡ ③調理室 26.34㎡ ④医務室兼事務室 32.08㎡ ⑤便 所 39.21㎡ ⑥調乳室 3.24㎡ ⑦沐浴室 5.69㎡ ⑧廊下・その他 236.40㎡

表② 認可定員

区 分	定 員
0 歳 児	6 名
1 歳 児	17 名
2 歳 児	19 名
3 歳 児	20 名
4 歳 児	20 名
5 歳 児	20 名
合 計	102 名

3 区との財政援助等の関係

区は、樹に対して、聖華ひなた保育園の新設にあたり、整備費等の一部について補助金また、道路拡幅整備工事負担金を交付している。

第2 監査の着眼点、対象とする範囲及び監査日

1 監査の着眼点

(1) 樹

ア 補助事業は目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか

イ 補助金及び負担金に係る会計処理は適正に行われているか

(2) 子育て支援部

ア 樹に対する指導監督は適切か

イ 補助金及び負担金の手続き及び時期は適切か

2 監査の範囲

令和2年度の補助対象事業及び負担金について実施した。

3 監査日

(1) 樹 令和4年1月14日（委員監査・事務監査）

(2) 子育て支援部 令和4年1月14日（委員監査・事務検査）

第3 監査の結果

令和2年度の補助金実績は、次表のとおりである。

(単位：円)

区 分		交 付 額	確 定 額	返 還 額
保育所整備交付金等補助金		298,156,000	298,156,000	0
内 訳	設計委託料及び工事費等	297,247,000	297,247,000	0
	防音壁整備事業	909,000	909,000	0
ICT化推進事業補助金補助金		2,000,000	2,000,000	0
道路拡幅整備工事負担金		1,955,085	1,955,085	0

監査の着眼点に基づき、監査を行った結果、事業の執行は適正なものと認められ、是正又は改善を要する事項はなかった。

5 社会福祉法人 エンゼル福祉会 （〔仮称〕グループホーム町屋・ 〔仮称〕小規模多機能ホーム町屋）

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

社会福祉法人エンゼル福祉会（以下「エンゼル福祉会」という。）は、事務所を埼玉県越谷市川柳町三丁目 60 番 1 に置き、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、特別養護老人ホームやショートステイ等を運営している。

2 補助事業の概要

（1）補助の目的

区は、グループホーム等の整備を促進し高齢者福祉の向上を図るため、介護施設整備費に補助金を交付している。

（2）補助事業の内容

エンゼル福祉会は、第7期荒川区高齢者プラン及び地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律（平成元年法律第64号）の規定に基づく市町村整備計画に基づき、認知症高齢者グループホーム及び小規模多機能ホームとして、（仮称）グループホーム町屋及び（仮称）小規模多機能ホーム町屋を荒川区町屋五丁目10番9号に建設中である。

施設概要及び定員は次表のとおりである。

施設概要	鉄筋コンクリート造 5階建		
	延床面積 1053.73㎡		
	主な施設及び定員		
	1階 271.95㎡	キッズランド 認知症カフェ 市民活動スペース	
	2階 小規模多機能ホーム 250.8㎡	居室 居間・食堂 浴室・トイレ 事務室	9室
3・4階 250.8㎡	居室 居間・食堂 浴室・トイレ 事務室	各階9室	
5階 29.38㎡	エレベータホール 更衣室・備蓄室		

3 区との財政援助等の関係

区は、エンゼル福祉会に対して、（仮称）グループホーム町屋及び（仮称）小規模多機能ホーム町屋の新設に当たり、令和元年から3年計画で整備費の一部について補助金を交付している。令和2年度の補助額は、出来高の33%である。

第2 監査の着眼点、対象とする範囲及び監査日

1 監査の着眼点

(1) エンゼル福祉会

ア 補助事業は目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか

イ 補助金交付に係る会計処理は適正に行われているか

(2) 福祉部

ア エンゼル福祉会に対する指導監督は適切か

イ 補助金交付の手續及び時期は適切か

2 監査の対象とする範囲

令和2年度の補助対象事業について実施した。

3 監査日

(1) エンゼル福祉会 令和4年1月17日（事務監査）

(2) 福祉部 令和4年1月17日（事務監査）

第3 監査の結果

令和2年度の補助金実績は、次表のとおりである。

（単位：円）

区 分	交 付 額	確 定 額	返 還 額
認知症高齢者グループホーム整備費補助金	42,992,000	42,992,000	0
小規模多機能型居宅介護事業所整備費補助金	24,821,000	24,821,000	0

監査の着眼点に基づき、監査を行った結果、事業の執行は適正なものと認められ、是正又は改善を要する事項はなかった。

6 TM共同事業体 (荒川総合スポーツセンター)

第1 監査対象団体の概要

1 団体の概要

荒川総合スポーツセンター（以下「スポーツセンター」という。）の指定管理者であるTM共同事業体は、株式会社東京アスレティッククラブと三菱電機ビルテクノサービス株式会社の二社による共同事業体である。共同事業体の事務所の所在地は株式会社東京アスレティッククラブ内である。株式会社東京アスレティッククラブの本社は中野区中野二丁目14番16号、三菱電機ビルテクノサービス株式会社の本社は荒川区荒川七丁目19番1号に置かれている。

TM事業共同体の二社は、スポーツセンターの指定管理者事業を受託するために結成され、スポーツ及びレクリエーションの普及・振興に関する業務、施設の運営及び維持管理に関する業務等を行っている。

(1) 指定管理業務

指定管理者が行う業務は、次のとおりである。

- ア スポーツセンターの施設及び附帯設備の使用に関する業務
- イ スポーツ及びレクリエーションの普及・振興に関する業務
- ウ 利用の承認及び利用の不承認に関する業務
- エ 利用料金の収受、減免及び還付に関する業務
- オ 利用の承認の取り消し等に関する業務
- カ 施設等の変更の承認に関する業務
- キ スポーツセンターの施設等の維持管理に関する業務

(2) 施設の職員体制

館長1人、副館長1人を含む常勤職員11人と非常勤職員44人である。

2 区との財政援助等の関係

区は、スポーツセンターの指定管理業務（指定期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで）に要する経費として指定管理料を支出している。

第2 監査の着眼点、対象とする範囲及び監査日

1 監査の着眼点

(1) TM共同事業体

- ア 指定管理事業は適正かつ効率的に履行されているか
- イ 指定管理料に係る会計処理は、適正に行われているか

(2) 地域文化スポーツ部

- ア TM共同事業体に対する指導監督は適切か
- イ 指定管理料の支出等手続は適切か

2 監査の対象とする範囲

令和2年度の指定管理事業について実施した。

3 監査日

- (1) TM共同事業体 令和4年1月20日（委員監査・事務監査）
- (2) 地域文化スポーツ部 令和4年1月20日（委員監査・事務監査）

第3 監査の結果

TM共同事業体における令和2年度の指定管理料の実績は次表とおりである。

（単位：円）

収入額			総支出額	収支差額
指定管理料	92,648,887	管理運営費	113,960,365	
利用料金収入	109,891,856	人件費	129,843,738	
その他収入	47,332,966	修繕費	6,069,606	
合計	249,873,709	合計	249,873,709	0

※ 指定管理料については、管理運営費・人件費及び修繕費の区への返還額を差し引いた金額を決算額としている。また、新型コロナウイルス感染症の影響による増減額を調整している。

※ 利益・管理運営費収支差額が、収支計画書に記載する確保したい利益の額を上回った場合は、当該差額の1/2を区に納付することとされている。

監査の着眼点に基づき、監査を行った結果、事業の執行はおおむね適正なもの認められ、是正又は改善を要する事項はなかった。

なお、TM共同事業体及び地域文化スポーツ部については、文書指摘及び文書指示に該当しなかった事項ではあるが、指定管理料に係る精算において一部適切でない部分が見受けられたため監査の過程で口頭注意し、今後の事務処理を指導した。

7 株式会社 日本デイケアセンター (西尾久ふれあい館)

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

西尾久ふれあい館の指定管理者である株式会社日本デイケアセンター（平成3年4月12日設立。以下「日本デイケアセンター」という。）は、事務所を千代田区神田猿樂町二丁目2番3号に置き、認可保育園及び学童クラブ・児童館等の社会福祉施設の管理・運營業務及び受託業務等を行っている。

(1) 指定管理業務

指定管理者が行う業務は、次のとおりである。

ア 荒川区ふれあい館条例第2条に規定する事業に関する業務

イ 施設の使用及び使用料の収納に関する業務

ウ 施設、付属設備及び備品の管理保全（簡易な修繕及び整備を含む。）に関する業務

エ 施設内の清潔の保持及び整頓その他の環境整備に関する業務

オ 災害の防止に関する業務

カ 施設の経理に関する業務

キ 前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認める業務

(2) 施設の職員体制

西尾久ふれあい館の職員体制は、館長1人、常勤職員8人、非常勤職員8人である。

2 区との財政援助等の関係

区は、西尾久ふれあい館の指定管理業務（指定管理期間は、平成28年4月1日から令和3年3月31日まで）に要する経費として指定管理料を支出している。

このほか、区は石浜ふれあい館、南千住駅前ふれあい館の指定管理者として日本デイケアセンターを指定し、指定管理料を支出している。

第2 監査の着眼点、対象とする範囲及び監査日

1 監査の着眼点

(1) 日本デイケアセンター

ア 指定管理事業は適正かつ効率的に執行されているか

イ 指定管理料に係る会計処理は適正に行われているか

(2) 区民生活部

- ア 日本デイケアセンターに対する指導監督は適切か
- イ 指定管理料の支出等の手続は適切か

2 監査の範囲

令和2年度の指定管理事業について実施した。

3 監査日

- (1) 日本デイケアセンター 令和4年1月24日 (委員監査・事務監査)
- (2) 区民生活部 令和4年1月24日 (委員監査・事務監査)

第3 監査の結果

令和2年度の指定管理料の実績は次表のとおりである。

(単位：円)

収入額		支出額		収支差額
指定管理料	50,358,086	管理運営費	16,046,371	
利用料収入	—	人件費	32,410,988	
その他収入	10,200	修繕費	2,296,360	
合計	50,368,286	合計	50,753,719	△ 385,433

※ 指定管理料については、管理運営費・人件費及び修繕費の区への返還額を差し引いた金額を決算額としている。また、新型コロナウイルス感染症の影響による増減額を調整している。

※ 人件費について、当初計画で示した金額を超えた支出は、指定管理者の負担としている。

※ 修繕費については、精算後の金額を記載している。

※ 収支差額については、当初計画を下回ったため、区への返還は発生していない。

監査の着眼点に基づき、監査を行った結果、事業の執行はおおむね適正なものとして認められた。

なお、日本デイケアセンター及び区民生活部については、文書指摘及び文書指示に該当しなかった事項ではあるが、指定管理料に係る決算関係書の作成及び管理等において一部適切でない部分が見受けられたため、監査の過程で口頭注意し、今後の事務処理を指導した。

8 公益財団法人 荒川区芸術文化振興財団 (荒川区立町屋文化センター)

第1 監査対象団体の概要

1 団体の概要

公益財団法人荒川区芸術文化振興財団（以下「振興財団」という。）は、事務所を荒川区荒川七丁目20番1号町屋文化センター内に置き、財団法人荒川区地域振興公社として昭和63年8月1日に旧民法第34条に基づき設立され、その後、平成24年4月1日に公益財団法人へ移行し、名称を変更した。

(1) 設立目的

振興財団は、区における芸術文化の振興を図り、もって地域社会の発展と区民生活の向上に資することを目的としている。

(2) 主な事業

- ア 芸術文化振興のための情報提供及び相談事業
- イ 芸術文化振興のための人材育成に関する事業
- ウ 芸術文化振興のための地域活動支援に関する事業
- エ 芸術文化振興のための講座、展示会、鑑賞会等の事業
- オ 前各号の事業に必要な施設の管理運営
- カ その他法人の目的を達成するために必要な事業

(3) 組織

振興財団は、理事10人、監事2人、評議員16人、職員15名（区派遣常勤職員7人、常勤職員1人及び非常勤7人）をもって構成されている。

2 区との財政援助等の関係

区は、荒川区立町屋文化センターの指定管理業務（指定管理期間は、平成30年4月1日から令和5年3月31日まで）に要する経費として指定管理料を支出している。

また、区は、振興財団の基本財産として5億円を出損しているほか、業務に要する経費の補助金を交付している。

第2 監査の着眼点、対象とする範囲及び監査日

1 監査の着眼点

(1) 振興財団

- ア 指定管理事業は適正かつ効率的に履行されているか
- イ 指定管理料に係る会計処理は適正に行われているか

(2) 地域文化スポーツ部

- ア 振興財団に対する指導監督は適切か
- イ 指定管理料支出等の手続きは適切か

2 監査の範囲

令和2年度の指定管理事業について実施した。

3 監査日

- (1) 振興財団 令和4年1月31日（委員監査・事務監査）
- (2) 地域文化スポーツ部 令和4年1月31日（委員監査・事務監査）

第3 監査の結果

町屋文化センターにおける令和2年度の指定管理料は次表のとおりである。

（単位：円）

	収入額		支出額	収支差額
指定管理料	31,269,000	人件費	3,840,974	
利用料金収入	6,955,350	修繕費	2,179,342	
その他収入	133,214	管理運営費	31,281,395	
合計	38,357,564	合計	37,301,711	1,055,853

（注）指定管理料の内、人件費、修繕費の不用額については精算（返還）することとされている。

また、管理運営費収支差額の赤字分137,753円は返還額から控除した。

監査の着眼点に基づき、監査を行った結果、事業の執行はおおむね適正なものとして認められた。

なお、振興財団及び地域文化スポーツ部においては、文書指摘及び文書指示に該当しなかった事項ではあるが、再委任に係る契約において一部適切でない部分が見受けられたため、監査の過程で口頭注意し、今後の事務処理を指導した。

